

川崎市区長連絡会議設置要綱

制定 平成 11 年 10 月 1 日

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日(平成 28 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 区役所相互並びに区役所及び局との連絡調整を行うことにより、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成 18 年規則第 29 号、以下「規則」という。）の円滑な運用に資するため、区長連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 会議は、区長、市民文化局長、市民文化局コミュニティ推進部長及び関係職員をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、市民文化局長が主宰する。

2 会議は、原則として毎月第 1・3 火曜日の定例局長会議に引き続き開催する。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(協議事項)

第 4 条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 規則第 3 条に規定する区長の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
- (2) 規則第 4 条に規定する局長等の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
- (3) 規則第 5 条に規定する会議における協議を円滑に実施するために必要な事項
- (4) その他区における総合行政の推進に関する事項

2 規則第 2 条第 2 項に規定する局長等（以下「局長等」という。）および区長は、会議に付議する事案がある場合は、市民文化局長に通知するものとする。

(関係局長等の出席)

第 5 条 市民文化局長は、必要と認めるときは、会議に関係局長その他の職員の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(会議の記録等)

第 6 条 市民文化局長は、会議記録を保存するとともに、必要な事項について関係局長に通知するものとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、区長と市民文化局長が協議の

うえ、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。